

# 令和7年度第2回総合教育会議 次第

令和8年3月25日  
午前10時00分から  
第3・4委員会室

- 1 開会
- 2 区長挨拶
- 3 教育長・教育委員自己紹介
- 4 議題
  - (1) 地域人材と学校について
  - (2) 杉並区業務管理・健康確保措置実施計画の策定について
  - (3) いじめ問題への対応について
- 5 閉会

## <資料>

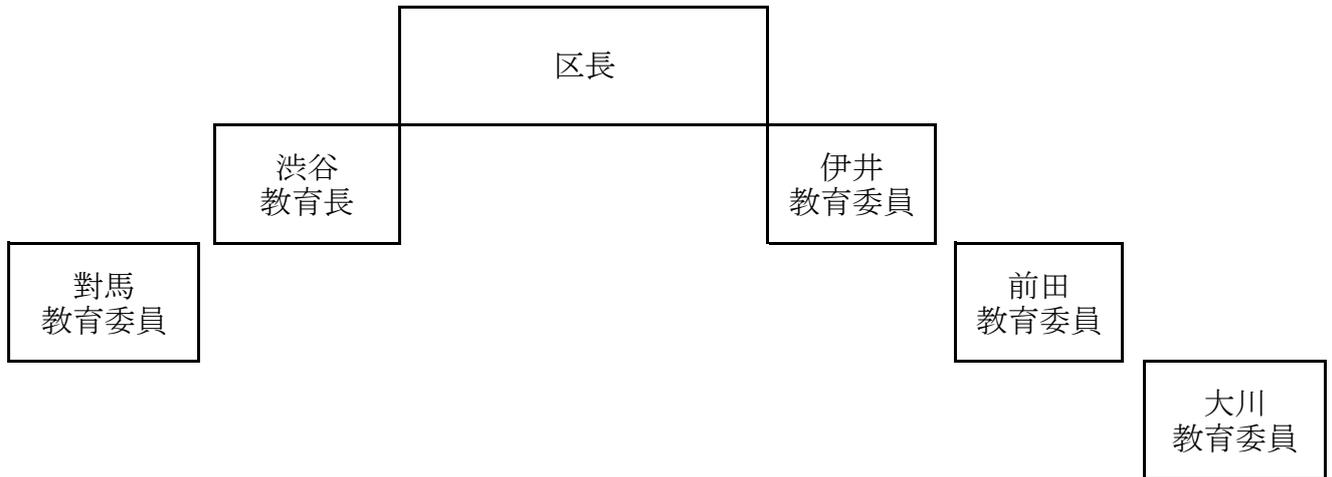
- 資料1 委員名簿
- 資料2 席次表
- 資料3 説明員一覧
- 資料4 地域と共に創る教育の現状と課題
- 資料5 杉並区業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

## 杉並区総合教育会議 委員名簿

令和8年3月25日現在

区分	職 名	氏 名
杉並区	区長	岸本 聡子
杉並区 教育委員会	教育長	渋谷 正宏
	委員	對馬 初音
	委員	伊井 希志子
	委員	前田 小百合
	委員	大川 康德

## 総合教育会議 席次表



生涯学習 担当部長	学校整備・支 援担当 部長	教育委員会 事務局次長	渡辺 副区長	白垣 副区長	総務部長	総務課長
生涯学習 推進課長	教育人事・指 導課長	学校支援 課長	庶務課長	政策経営 部長	企画課長	総務係長
学校支援課 担当者	教育人事指・ 導課 担当者	庶務係 主査	庶務係長			総務係 主査

# 総合教育会議説明員一覧

資料3

	役職等	氏名
区長部局	副区長	わたなべ こういち 渡 辺 幸 一
	副区長	しらがき まなぶ 白 垣 学
	総務部長	やまだ たかし 山 田 隆 史
	政策経営部長	いとう むねとし 伊 藤 宗 敏
	企画課長	ふくもと ひろし 福 本 弘
	総務部総務課長 総務部コンプライアンス推進担当課長（兼務）	あさかわ ゆうじ 浅 川 祐 司
教育委員会事務局	教育委員会事務局次長	いのうえ すみよし 井 上 純 良
	学校整備・支援担当部長	たかやま やすし 高 山 靖
	生涯学習担当部長	たけい ひろし 武 井 浩 司
	庶務課長	こんどう たかなり 近 藤 高 成
	教育委員会事務局参事 教育人事・指導課長（事務取扱）	まつ おりょう 松 尾 了
	学校支援課長	なかそね さとし 中 曾 根 聡
	生涯学習推進課長	うしやま しんいちろう 牛 山 進 一 郎

# 総合教育会議

## 「地域と共に創る教育の現状と課題」

令和8年3月25日（水）

杉並区教育委員会事務局 学校支援課

## 学校支援課関連事業

学校運営協議会（CS）

学校支援本部

P T A 活動

家庭教育

青少年委員

地域教育連絡協議会・地域教育推進協議会

土曜日学校・放課後子ども教室

部活動の地域連携・地域展開

学校施設開放

### ▶ 地域と共に創る教育



[地域と共に創る教育 | 杉並区公式ホームページ  
\(city.suginami.tokyo.jp\)](http://city.suginami.tokyo.jp)

# 学校運営協議会（CS）



- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」を置く学校のことをコミュニティ・スクール（CS（杉並区では地域運営学校））という。
- 平成16年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）の一部改正により制度化された。
- 杉並区では、学校運営協議会規則により、12人以内（校長、公募、校長推薦、学識経験者）の委員構成としている。
- 教育委員会が特別職の地方公務員（教育委員会の非常勤職員）として任命し、委員任期を一期2年としている。

# 学校運営協議会（CS）



- 委員数（校長を除く、R7年4月1日時点）

全 571人（平均9.2人、最小5人、最大11人）

\* R6年度 全 559人 R5年度 全 574人

- 平均年齢

61歳（20代以下7人、30代17人、40代73人、50代150人、60代181人、70代以上143人）

- 公募委員応募状況（採用数/応募数/募集数）

R8年4月（12人/16人/24人） R7年10月（21人/24人/37人）

- 会議開催数

平均 10回（最小 7回、最大 13回）

- 主な課題（学校運営協議会全委員アンケート（R5年度）結果から）
  - ・ 委員が共有すべき情報を明確に示してほしい
  - ・ 他の協議会の活動状況を共有してほしい
  - ・ 協議会の活動に必要な予算を確保してほしい
  - ・ 協議会の活動のあり方を提示してほしい
  - ・ 協議会の委員として適切な人材を確保すること（\*）
  - ・ 学校支援本部等との一体的推進を図ること（\*）

\* 校長の現状認識調査（R5年1月）結果から

# 学校支援本部



- 地域の志のある人たちと一緒に学校のエデュケーションなどを支援するために設置された、ボランティアによるネットワーク組織。代表者として本部長が置かれるとともに事務局が設置され、事務局の一員となる「学校・地域コーディネーター」を中心に、学校支援ボランティアの協力を得ながら、様々な活動が企画・運営されている。
- 国は、平成20年度から「学校支援地域本部」推進補助事業を開始し、平成29年の社会教育法改正後、「地域学校協働本部」と名称を変更。
- 杉並区では、平成18年度から各学校に設置をはじめ、平成22年度に全小中学校に設置完了。現在、済美養護学校で設置準備中。
- 各学校支援本部と学校は協定を結び学校施設の一部に本部室を置くとともに、教育委員会は分担金の支給や「学校・地域コーディネーター」の育成により、本部の運営を支援している。

# 学校支援本部



- 学校・地域コーディネーター数（R7年度）  
全 260人（平均 4.3人、最小 0人、最大 10人）
- 初任者研修修了者  
R7年度 15人 R6年度 10人 R5年度 19人
- 学校支援ボランティア数  
R6年度 延べ 53,306人（実人数 10,912人）  
R5年度 延べ 57,407人（実人数 9,929人）
- 共催分担金（年間）  
平均 39万円

# 学校支援本部



## 教育課程内

### 杉並第一小学校学校支援本部 起業家体験

今年度も5年生の総合的な学習の時間に、「広めよう 阿佐谷の街プロジェクト～杉-150周年をお祝いしよう～」というテーマでチョコレート販売の起業家体験を行いました。

仕入れの際の価格交渉から販売当日の接客・会計まで、様々な仕事を自分たちで役割分担をして行いました。

フルタ製菓さんやデザイナーさんなど多くの方がこの学習にかかわっていただくことで、子供たちが充実した活動を行うことができました。



## 教育課程外

### 桃五小学校学校支援本部「The 絆」 朝遊び見守り

学校から要請された様々な支援活動だけでなく、早く登校した子供たちが校舎内に入れるまでの時間を活用し、体を動かして体力の向上や気持ちの切り替えにつながるよう、校庭で遊ぶ子供たちの見守りを行っています。



## 教育課程内

### 松溪中学校学校支援本部 ようこそ先輩

8/30(金)6校時開催。受験の体験談や高校の様子等、中3生が卒業生(現役高校生)に直接質疑応答できる場を提供。事前に卒業時記載済みの往復はがきで受験や高校のアンケート\*を回収(はがきor電子フォームにて)。同時に参加募集し、まだ夏休みの高校生20名が参加可能となった。小グループ(生徒6名につき高校生1名)フリートーク形式。

昨年に引き続き学校に場所を提供頂き、終了後に高校生が自由に集えるようにした。この活動の初回は令和元年8月。以降2年間コロナ禍により対話型は中止、アンケートのみ回収。R4年度6名の講義形式で再開し4回目となる。\*アンケートは掲示



## 教育課程内

### 杉七小 学校支援本部 4年生総合的な学習 はりばて制作授業支援

4年生の総合的な学習として、阿佐谷七夕まつりのためにはりばてを制作する授業が定着しています。

支援本部が仲介して、商店街の商店主さんたちが定休日に指導に来てくださいます。

作品は七夕まつりの間、パールセンターの天井に飾られ、たくさんの来場者に見ていただきました。



## 学校教育活動外

### 杉並区立桃井第一小学校学校支援本部 放課後英語教室

令和元年より、5、6年生を対象に「放課後英語教室」を毎週開催しています。

5年生はフォニックスを中心に、発音の規則等を楽しんで学んでいます。

6年生は中1用のテキストを用いて文法を中心に学び、英検5級程度の英語力を目標としています。



## 学校教育活動外

### 和田中地域本部 土曜日寺子屋(通称ドテラ)

地域本部の主な活動の一つに、土曜日の「ドテラ」があります。今年度は、22回の実施です。学校のスケジュールに合わせて、学校行事や授業のない土曜日に設定しています。9時30分から生徒は各々の自主学習(宿題・塾)や検定の問題集に取り組みます。また図書館の本を読む生徒もいます。

見守るのは、大学生や地域の大人で、この活動をきっかけに、教員になった方もいます。卒業生も来てくれます。学年を超えてゲームをしたり、女子美術大学生によるイラストや工作教室もあります。放課後自習ルームではプログラミング教室を開いたり、各種検定、部活動支援等もしています。



- 主な課題（「学校支援本部みらい会議」参加者アンケート結果から）
  - ・ 学校支援本部について、教員・保護者・CS委員の認識が薄い
  - ・ PTAや保護者組織との関係づくりが難しい
  - ・ 教員とのコミュニケーションがとりにくい
  - ・ 学校支援本部の事業及び事務活動費の予算が足りない
  - ・ 配慮が必要な子どもが増えており、支援する側の学習が必要
  - ・ 学校支援本部のメンバーの入れ替えが進まない
  - ・ 学校支援ボランティアが不足している

# PTA



- PTAは、わが子を含むすべての子どもたちが、豊かな学校生活や地域生活を送れるよう、保護者と教職員によって学校ごとに組織され、会員の相違に基づき自主的、民主的に運営されている社会教育関係団体。
- 杉並区では、PTAの連合組織である「小学校PTA連合協議会（小P協）」、「中学校PTA協議会（中P協）」に補助金を支出して、保護者相互の学び合いや広報活動を支援している。また、小P協が取り組む「ピーポくん110番プレートの設置」について、プレートの作成や保険加入により活動を支援している。
- その他、『PTAハンドブック』の配布や、新たにPTA役員・委員になられた方を主な対象としたPTA活動セミナー、「私たちでつくる杉並の教育の未来」をテーマに小中PTA会長を対象としたPTA活動推進講演会などの開催により、PTAや保護者の会の活動を支援している。

## ●PTAの主な活動

- ・学級委員 ...学級の保護者同士、担任と良好な関係を築く
- ・広報委員 ...PTA活動に関する情報を会員に向けて発信する
- ・地域委員 ...居住地区単位で保護者同士や地域と連携を深める
- ・成人教育委員 ...保護者同士の学びの場を企画・運営する
- ・その他、学校行事の運営協力や、運営委員会等の組織運営

## ●PTA以外の保護者組織

- ・保護者の会（和田中）、杉二サポート（杉二小）、など

## ●主な課題

- ・PTA活動の負担軽減
- ・活動の精選と改革
- ・地域との連携
- ・フレキシブルな参加方法
- ・役員負担軽減

\* 副校長を対象とした、各学校PTA・保護者の会等の活動に関する調査（R7年3月）から抽出した課題

## 杉並区業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

令和8年4月1日施行の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下、給特法)第8条において、服務を監督する教育委員会が教育職員に係る業務量管理・健康確保措置実施計画(以下、実施計画)を定めることとされました。

区教育委員会においては、既存の各種計画との整合性を図りつつ、実行性のある実施計画とするため、以下のとおり杉並区教育ビジョン 2022 推進計画(以下、ビジョン推進計画)の基本方針4「区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます」のうち、「4 区立学校における働き方改革の推進」の中に実施計画を位置付けて策定します。

## ■ 杉並区業務量管理・健康確保措置実施計画

教員の働き方を考え、子どもと向き合うことのできる環境を整備し、教育の質の一層の向上につなげるため、給特法第8条に基づき、「実施計画」を策定します。

実施計画目標:

令和 11(2029)年度末までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減

令和 8(2026)年度末までに「子どもと向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合」を 60.0%に向上\*

※基本方針 4「4 計画の指標」より再掲

業務量管理・健康確保措置の内容:

以下に再掲する杉並区教育ビジョン 2022 推進計画における取組

(1)「基本方針 1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります」より再掲

計画事業「2 外国人等に対する教育的支援」	
取組項目	掲載先
帰国・外国人児童生徒日本語指導の実施【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 6(2024)年 5 月)P.19
計画事業「5 部活動の充実」	
取組項目	掲載先
「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動 <sup>※1</sup> の実施【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 8(2026)年 3 月一部修正) (案)P.3
部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討【実】	
部活動活性化事業 <sup>※3</sup> の実施【実】	
部活動指導員の配置【実】	
外部指導員の配置【実】	
計画事業「6 特別支援教育の充実」	
取組項目	掲載先
学習支援教員の配置【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 8(2026)年 3 月一部修正) (案)P.7
通常学級支援員の配置【実】	
通常学級介助員ボランティアの配置【実】	
計画事業「8 教育相談体制の充実」	
取組項目	掲載先
教育相談の体制等整備【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 8(2026)年 3 月一部修正) (案)P.9～10
教育SAT体制の充実【実】	

※1 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者に委託し、実施する活動

※3 部活動活性化事業:技術指導を事業者に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

(2)「基本方針 2 一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します」より再掲

計画事業「5 地域と学校の協働活動の充実」	
取組項目	掲載先
地域学校協働活動推進員 <sup>※1</sup> の配置【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 6(2024)年 5 月)P.35

※1 地域学校協働活動推進員:地域学校協働活動に関して、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等の援助を行う者

(3)「基本方針 3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります」より再掲

計画事業「6 通学路安全対策の推進」	
取組項目	掲載先
通学案内・交通指導の実施	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 6(2024)年 5 月)P.45

(4)「基本方針 4 区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます」より再掲

計画事業「4 区立学校における働き方改革の推進」	
取組項目	掲載先
区費教員の効果的な配置・活用【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 8(2026)年 3 月一部修正)(案) P. 18～19
情報通信技術 (ICT) 支援員の配置【実】	
副校長校務支援員の配置【実】	
スクール・サポート・スタッフの配置【実】	
エデュケーション・アシスタントの配置【実】	
学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用	
学校閉庁日の実施	

計画事業「6 特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実」	
取組項目	掲載先
特別支援教育に係る校内体制の充実(個別の学び支援システム)	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 7(2025)年 5 月一部修正) P.27

計画事業「7 学校施設の有効活用の推進」	
取組項目	掲載先
学校施設の有効活用【実】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 7(2025)年 5 月一部修正) P.29

計画事業「11 学校徴収金の公会計化」	
取組項目	掲載先
学校徴収金の公会計化【経】	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画 (令和 7(2025)年 5 月一部修正) P.30

【参考】「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画」  
基本方針4及び各取組項目の掲載先(取組記載順)

杉並区教育ビジョン 2022 推進計画(令和 6(2024)年 5 月)P.47

基本方針 4

区民の学びを広げる人づくり・  
仕組みづくりを進めます

指標名	現状値 (5年度)	目標値			指標の説明
		6年度 (2024)	8年度 (2026)	12年度 (2030)	
子どもと向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合	51.8%	55.0%	60.0%	65.0%	区立学校の教員を対象とした教育調査

杉並区教育ビジョン 2022 推進計画(令和 6(2024)年 5 月)P.19

2 外国人等に対する教育的支援

グローバル化の進展に伴い、日本語指導を必要とする子どもやその保護者は増え続けています。誰一人取り残さないという観点から、誰もが等しく学びの機会を得られることが求められています。

このため、日本語教育の推進に関する法律等を踏まえ、外国人世帯に対して就学の案内を確実にすることにより、外国人の子どもの就学機会を確保します。

また、日本語を母語としない帰国・外国人児童生徒が、日本語の習得が不十分なために学校生活への適応が遅れることが無いように指導者が在籍校を訪問して日本語の指導(訪問・補充指導)を行います。

さらに、この在籍校を訪問して行う日本語の指導だけでは習得が不十分である場合やもっと日本語を学びたいという意欲ある子どもを対象とした子ども日本語教室を運営し、学校生活への適応を促進できるよう、日本語指導の充実を図ります。

加えて、日本語の習得を必要とする区民はもとより、外国人児童生徒の保護者や家族に日本語の学習機会を提供するなど、保護者等が学校や地域との意思疎通を図りやすくなるよう支援します。

これらの取組を関係部局とも連携して行い、教育分野における外国人等に対する支援の充実を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
外国人児童生徒の就学機会の確保	就学案内送付実施	就学案内送付実施	就学案内送付実施	就学案内送付実施	就学案内送付実施
	就学先調査実施	就学先調査実施	就学先調査実施	就学先調査実施	就学先調査実施
帰国・外国人児童生徒日本語指導の実施【実】	訪問指導 80単位時間 /人	訪問指導 80単位時間 /人	訪問指導 80単位時間 /人	訪問指導 80単位時間 /人	訪問指導 80単位時間 /人
	補充指導 40単位時間 /人	補充指導 40単位時間 /人	補充指導 40単位時間 /人	補充指導 40単位時間 /人	補充指導 40単位時間 /人
子ども日本語教室の充実【実】	小学生及び中学生対象の2教室の運営	子ども日本語教室の充実	子ども日本語教室の充実	子ども日本語教室の充実	子ども日本語教室の充実
外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催

修正案

5 部活動の充実

部活動は、子どもたちの自主的、自発的な参加によって行われ、教科学習とは異なる集団での活動を通じて、人格形成や健全育成に大きな役割を果たしています。一方、少子化の進展により生徒数の減少が進むことや部活動の指導等を担う教員に大きな負担があることから、これまでと同様の体制で部活動を運営することはますます困難になっています。

こうしたなか、国は、部活動に関するガイドラインを策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和 5(2023)年度から令和 7(2025)年度までの 3 年間で改革推進期間と位置付け、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示しました。

このことを受けて、区は、生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を実施します。加えて、部活動を地域主体の活動として展開するなど、中学生の放課後等の活動の更なる充実を図ります。また、引き続き部活動指導員の配置等を行い、部活動支援の充実を図ります。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動 <sup>※1</sup> の実施【実】	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 1 校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 3 校 (拠点校方式 <sup>※2</sup> )	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 3 校 (拠点校方式) 拡充検討	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校 3 校 (拠点校方式) 拡充検討
部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討【実】	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域主体の活動への移行 実施	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討 部活動の地域との連携及び地域主体の活動への移行 実施
部活動活性化事業 <sup>※3</sup> の実施【実】	部活動活性化事業の実施  プロフェッショナル指導の実施  合同部活動の実施  外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施  プロフェッショナル指導の実施  合同部活動の実施  外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施  プロフェッショナル指導の実施  合同部活動の実施  拠点校方式の部活動の実施  外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施  プロフェッショナル指導の実施  合同部活動の実施  拠点校方式の部活動の実施  外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施  プロフェッショナル指導の実施  合同部活動の実施  拠点校方式の部活動の実施  外部指導員研修の実施
部活動指導員の配置【実】	部活動指導員の配置 2 人 (累計 8 人)	部活動指導員の配置 4 人 (累計 12 人)	部活動指導員の配置 4 人 (累計 16 人)	部活動指導員の配置 4 人 (累計 20 人)	部活動指導員の配置 12 人 (累計 20 人)
外部指導員の配置【実】	外部指導員の配置 360 回/校	外部指導員の配置 410 回/校	外部指導員の配置 410 回/校	外部指導員の配置 390 回/校	外部指導員の配置 1,210 回/校

※1 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者<sup>※3</sup>に委託し、実施する活動

※2 拠点校方式:複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する方式

※3 部活動活性化事業:技術指導を事業者<sup>※3</sup>に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

修正案

6 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもが増加し、その教育的ニーズも多様化していることから一人ひとりに応じた適切な教育環境の充実を図る必要があります。

そのため、早期からの支援を希望する保護者や子どもに対し、就学前後の切れ目ない相談を実施することにより、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育につながるよう支援を行います。

また、特別支援教育の理解推進及び区立学校の特別支援教育の専門性向上の中心的役割を担うため、区立済美養護学校に特別支援教育のセンター的機能を発揮するための仕組みを構築し、特別支援教育コーディネーターの巡回による相談・助言や理解啓発活動を進めるとともに、特別支援学級の設置・充実に向けた検討を行います。

一方で、通常の学級においても特別な支援を必要とする子どもが増加していることから、通常学級支援員<sup>※1</sup>を区の実行計画に基づき計画的な増員を図っていきます。さらに、通常学級介助員ボランティア<sup>※2</sup>を配置するとともに、学習面で困難を抱える子ども達の教育的ニーズに応じた支援のため、学習支援教員を引き続き配置していきます。

これらの取組によって、障害等により特別な支援を必要とする子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた学びが行えるよう、個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
就学前後の切れ目ない相談支援の実施【実】	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施
学習支援教員の配置【実】	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校
通常学級支援員の配置【実】	通常学級支援員の配置 77人	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充
通常学級介助員ボランティアの配置【実】	通常学級介助員ボランティアの配置 延べ4,717日	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置
小学校特別支援学級(固定級・知的障害)の設置【実】	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 改修1校 (累計10校)	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設1校 (累計11校)	-	-	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設1校 (累計11校)
済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり	-	-	済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり 検討・実施	済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり 実施	済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり 検討・実施
特別支援学級の設置・充実に向けた検討	-	-	特別支援学級の設置・充実に向けた検討	特別支援学級の設置・充実に向けた検討	特別支援学級の設置・充実に向けた検討

※1 通常学級支援員:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う非常勤職員

※2 通常学級介助員ボランティア:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行うボランティア

修正案

8 教育相談体制の充実

不登校児童生徒の増加とともに相談内容も多様化しているため、児童生徒一人ひとりの相談に適切かつ早急に対応するには、学校内外の教育相談体制を強化していく必要があります。このため、児童生徒が学校で身近に相談できるスクールカウンセラー<sup>\*1</sup>の配置日数を拡充し、スクールソーシャルワーカー<sup>\*2</sup>を拠点となる学校に配置し近隣校を巡回する方式への変更を段階的に進めることで、学校や地域の実情に応じた支援に取り組んでいきます。さらに、各学校で教育相談コーディネーターとして指名された教員が中心となって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童生徒が抱える問題に対応できるよう、学校への助言等による支援を行っていきます。

また、いじめ重大事態が複数発生したことやいじめ認知件数の増加傾向などを踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する「杉並区いじめの防止等に関する条例」を制定しました。これに伴い、条例の基本理念等に関する普及啓発を行います。加えて、いじめの未然防止のため、いじめに関する授業の充実を図るとともに、児童生徒 1 人 1 台専用タブレット端末を活用したアンケート<sup>\*3</sup>の実施校数を増やすほか、教員の職層に応じたいじめに関する研修を拡充し、いじめの早期発見に取り組みます。さらに、教育委員会の附属機関である「いじめ問題対策委員会」に調査部会・専門調査員を設置し、調査審議体制を強化することで、いじめ重大事態への迅速な対応を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組みます。

このほか、学校の多様化・複雑化した問題に、早期に対応するために、これまで組織的な学校支援を行ってきた済美教育センター「教育SAT<sup>\*4</sup>」について、心理士等の職員を加え、「学校問題対応支援係(愛称: CEDAR)」として本庁組織に新たに設置し、体制を強化します。加えて、法的側面からの支援を充実させていくため、非常勤職員として学校問題対応専任弁護士の配置を進めていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
教育相談の体制等整備【実】	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校
	スクールソーシャルワーカーの派遣 小中学校全校	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣
	教育相談コーディネーターの指名 小学校 4 校 中学校 4 校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校
	済美教育センターにおける教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施
いじめ対策の充実【実】	-	杉並区いじめの防止等に関する条例  検討・制定	杉並区いじめの防止等に関する条例  普及啓発	杉並区いじめの防止等に関する条例  普及啓発	杉並区いじめの防止等に関する条例  検討・制定 普及啓発
	いじめに関する授業実施 小中学校全校	いじめに関する授業実施 小中学校全校	いじめに関する授業実施 小中学校全校  弁護士による授業の実施 小学校 4 年生 中学校 1 年生	いじめに関する授業実施 小中学校全校  弁護士による授業の実施 小学校 4 年生 中学校 1 年生	いじめに関する授業実施 小中学校全校  弁護士による授業の実施 小学校 4 年生 中学校 1 年生

	-	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート実施	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大	タブレット端末を活用した児童生徒へのアンケート 実施校数の拡大
	教員の職層に応じた研修実施	教員の職層に応じた研修実施	教員の職層に応じた研修実施・拡充	教員の職層に応じた研修実施・拡充	教員の職層に応じた研修実施・拡充
いじめ重大事態への対処	いじめ問題対策委員会の見直し検討	いじめ問題対策委員会の見直し検討・実施	いじめ問題対策委員会の見直し 部会・専門調査員の設置・運用	いじめ問題対策委員会の見直し 部会・専門調査員の運用	いじめ問題対策委員会の見直し 検討・実施 部会・専門調査員の設置・運用
教育SAT体制の充実【実】	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実 学校問題対応専任弁護士の配置 検討	教育 SAT 体制の充実 学校問題対応専任弁護士の配置 配置	教育 SAT 体制の充実 学校問題対応専任弁護士の配置 検討・配置

- ※1 スクールカウンセラー:いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家
- ※2 スクールソーシャルワーカー:問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家
- ※3 児童生徒1人1台専用タブレット端末を活用したアンケート:インターネット環境を活用し、教員が児童生徒の状態を多角的に把握することを目的としたアンケート。アンケート結果を可視化し、いじめや不登校等の早期発見に繋げる
- ※4 教育 SAT:指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み。令和 7 年度からは、新たに心理士や警察 OB 等の職員を加え、多様化・複雑化した様々な学校問題への支援を強化する

## 5 地域と学校の協働活動の充実

誰もが教育の担い手として学び合い、教え合うことのできるまちを目指し、地域学校協働活動推進員と一緒に、学校の教育活動を支援する学校支援本部や、地域の多様な主体が連携し子どもの育成に係る課題解決に向けて取り組む地域教育推進協議会の活動を支援するとともに、こうした活動に参加する地域の人々のすそ野が広がるよう、中学校区を単位とした地域教育推進協議会と学校支援本部の連携を強化します。加えて、就学前教育施設における幼児の多様な体験活動の充実のため、各施設が地域の人材と新たにつながるための仕組みづくりを検討し、令和 7(2025)年度より実施します。

また、子どもも地域の一員であり、地域づくりの担い手であるという視点に立ち、中学生レスキュー隊をはじめ、様々な子どもの活動の場を設けます。こうした取組により、子どもを含めたすべての人が教育の当事者として学び合い、教え合うことができる環境を身近な場所に整えていけるよう、地域と学校の協働活動を充実していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
学校支援本部の活動支援【実】	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校
地域教育推進協議会の活動支援【実】	地域教育推進協議会の活動支援 4地区	地域教育推進協議会の活動支援 (4地区)	地域教育推進協議会の活動支援 (4地区)	地域教育推進協議会の活動支援 (4地区)	地域教育推進協議会の活動支援 (4地区)
地域学校協働活動推進員※1の配置【実】	地域学校協働活動推進員の配置	地域学校協働活動推進員の配置	地域学校協働活動推進員の配置	地域学校協働活動推進員の配置	地域学校協働活動推進員の配置
学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化【実】	—	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 モデル事業実施	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 推進	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 推進	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 モデル事業実施 推進
中学生レスキュー隊※2の編制【実】	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校
就学前教育施設の地域人材活用の推進	就学前教育施設の地域人材活用の推進 検討	就学前教育施設の地域人材活用の推進 検討	就学前教育施設の地域人材活用の推進 実施	就学前教育施設の地域人材活用の推進 実施	就学前教育施設の地域人材活用の推進 検討 実施

※1 地域学校協働活動推進員：地域学校協働活動に関して、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等の援助を行う者

※2 中学生レスキュー隊：災害時に役立つ知識・技能を身に付ける活動を通し、中学生の防災意識や社会貢献意識の向上を図ることを目的に、中学校全校に編制されている教育課程外の活動組織

## 6 通学路安全対策の推進

交通事故や犯罪から児童を守り、安全で安心して通学できる環境が不可欠です。

そのため、小学校全校において、小学生、保護者及び学校関係者と、通学路の危険箇所等を示した学校安全マップを作成し、小学生に対し危険な場所についての理解を促すとともに、危険な場所には近づかない等の意識啓発を図ります。作成した学校安全マップを各家庭に配布することにより、通学路の危険箇所等を学校と家庭で共有し安全指導に活用します。

登下校時間帯は、児童の安全な登下校のため、通学案内及び交通指導を行い、事故防止を図ります。

また、学校・P T A・警察・土木事務所等による通学路安全点検を実施し、その結果を踏まえ、危険箇所等について関係部局と連携して改善を図っていきます。

これらの取組により、小学生の登下校時における安全・安心を確保し、通学路安全対策を推進していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
学校安全マップの作成・活用	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	学校安全マップの作成・活用 小学校全校
通学案内・交通指導の実施	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校
通学路安全点検の実施	通学路安全点検の実施 小学校9校	通学路安全点検の実施 小学校10校	通学路安全点検の実施 小学校10校	通学路安全点検の実施 小学校10校	通学路安全点検の実施 小学校30校

修正案

4 区立学校における働き方改革の推進

教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっており、教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整えることが必要です。

そのため、平成 30(2018)年度から進めている業務改善や意識改革の取組を継続しつつ、副校長校務支援員<sup>\*1</sup> やスクール・サポート・スタッフ<sup>\*2</sup> の配置に加え、情報通信技術 (ICT) 支援員<sup>\*3</sup> の配置拡大や区費教員<sup>\*4</sup> を活用した小学校における教科担任制の実施、エデュケーション・アシスタント<sup>\*5</sup> の小学校への配置により、教員の負担軽減を図ります。また、校務支援システム<sup>\*6</sup> を適切に運用するとともに、新たに都費教職員・区費教職員向けの庶務事務システム<sup>\*7</sup> の導入準備を着実に進め、デジタル化による学校業務の効率化に向けた取組を進めます。加えて、勤務時間外の業務削減を図るための学校代表電話の音声自動応答メッセージを引き続き適切に運用するとともに、教員の休暇取得を促進し、心身の健康の増進を図るため夏期休業期間中に教員が勤務しない「学校閉庁日」を引き続き実施し、教員の負担軽減を図ります。

これらの取組により、区立学校における働き方改革を総合的に推進し、質の高い教育の持続発展につなげていきます。

なお、働き方改革の一層の推進に向け、令和 8(2026)年 4 月 1 日施行の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)第 8 条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「実施計画」という。)を策定するにあたり、杉並区教育ビジョン 2022 推進計画の一部取組を実施計画として位置付けるため、20 頁以降に対象の取組を再掲します。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
区費教員の効果的な配置・活用【実】	小学校における教科担任制の実施 10 校	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 20 校)	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 30 校)	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 40 校)	小学校における教科担任制の実施 30 校 (累計 40 校)
	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施
情報通信技術 (ICT) 支援員の配置【実】	配置 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校
副校長校務支援員の配置【実】	副校長校務支援員の配置 16 校	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》
スクール・サポート・スタッフの配置【実】	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校
エデュケーション・アシスタントの配置【実】	-	-	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校
学校における業務のデジタル化の推進【実】	学校庶務事務システム導入検討	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入・運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備・ 導入・運用 小中学校全校 特別支援学校

校務支援システムの運用	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校
学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討
学校閉庁日の実施	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校

※1 副校長校務支援員:区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと

※2 スクール・サポート・スタッフ:区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業等を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)

※3 情報通信技術(ICT)支援員:区立学校の教員のICT活用能力を高め、充実した学習活動を支援するため、区が委託した支援員が各学校を定期的に巡回し、ICT機器の整備、ICTを活用した授業の補助等を行う

※4 区費教員:区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)

※5 エデュケーション・アシスタント:区立小学校での授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るために第1学年から第3学年のいずれかの学年の学級担任を補佐し、副担任相当の業務を行う会計年度任用職員

※6 校務支援システム:子どもたちの学籍・成績・保健管理、各種帳票の出力、校務管理及び校内や学校間でのグループウェアとして利用している統合型システム

※7 庶務事務システム:出退勤の記録や休暇・出張・超過勤務などの処理を電子的に行うもの

## 6 特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実 (4-6)

特別な支援を必要とする子どもに適した学びを支援するためには、就学前教育施設や学校において、一人ひとりの特性等に応じた組織的・継続的な支援体制の充実と、地域における支援体制の構築が必要です。

このため、就学前教育施設の保育者を対象とした教育支援相談の実施により、配慮を必要とする幼児の学びや発達に係る支援の一層の充実を図ります。また、特別支援教育に係る校内体制の充実については、令和 6(2024)年度までに小学校全校に導入した「個別の学び支援システム」の活用により、個別指導計画<sup>※1</sup>の内容を充実させ、多様な教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。併せて、校種間の切れ目のない支援を実現するため、中学校への導入を検討します。

さらに、学校と地域の包括的な支援体制の構築については、学校運営協議会等と連携し、研修等の機会を通じて特別支援教育に対する理解啓発を進めていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施【実】	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施
特別支援教育に係る校内体制の充実	個別の学び支援システム 6 拠点 24 校導入	個別の学び支援システム 小学校全校導入 小学校活用推進	個別の学び支援システム 小学校活用推進 中学校導入検討	個別の学び支援システム 小学校活用推進 中学校導入検討	個別の学び支援システム 小学校全校導入 小学校活用推進 中学校導入検討
	特別支援教育コーディネーター <sup>※2</sup> の専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施
学校と地域の包括的な支援体制の構築	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討

※1 個別指導計画:一人ひとりの課題に合わせた指導内容を組み立てるために作成する計画

※2 特別支援教育コーディネーター:学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員

## 7 学校施設の有効活用の推進 (4-7)

区民が、生涯にわたり自分らしく、豊かに生きるためには、多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動に触れる機会が大切です。そのために、身近な地域の公共財の一つである学校施設を、児童・生徒だけでなく、多くの地域住民の活動の場として活用していく必要があります。

このことから、学校施設の利用調整に公共施設予約システム「さざんかねっと」を導入し、学校を地域スポーツや文化活動の振興等に資する施設として有効活用を進めます。

また、全ての子どもにとって安全で安心して過ごせる多くの居場所が必要とされる中で、放課後の学校は子どもの居場所の一つとして重要な役割を果たすと考えられます。多様な学びのニーズに応えられる機能を備えた学校施設が十分に活かされるよう、まずは放課後の子どもの居場所という視点で、教育施設としての安全・安心を確保しながら施設の活用範囲を広げていきます。そうした取組を多くの区民が気軽に学校施設を使える仕組みにつなげることで、生涯にわたり誰もが学び合うことができる場(「学びのプラットフォーム」)としての諸室の活用についても検討していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
学校施設の有効活用【実】	学校施設の有効活用 モデル実施・ 検証	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化 実施 1 校	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化 実施 1 校
	拡大に向けた検討	拡大に向けた準備	拡大・実施	実施	拡大に向けた準備 拡大・実施
学校施設における子どもの居場所づくり【実】	学校施設における子どもの居場所づくり 検討	学校施設における子どもの居場所づくり 検討	学校施設における子どもの居場所づくり  「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進  日曜日・祝日の校庭開放 実施	学校施設における子どもの居場所づくり  「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進  日曜日・祝日の校庭開放 実施	学校施設における子どもの居場所づくり 検討  「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進  日曜日・祝日の校庭開放 実施
学校施設の諸室等の利用拡大【実】	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討

11 学校徴収金の公会計化 (4-11)

保護者から徴収している学校徴収金について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行い、学校給食費は、令和 7(2025)年度から公会計による運用を開始します。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
学校徴収金の公会計化【経】	-	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化  学校給食費 実施 その他の学校 徴収金 検討	学校徴収金の公会計化  学校給食費 実施 その他の学校 徴収金 検討	学校徴収金の公会計化 検討 学校給食費 実施 その他の学校 徴収金 検討